

2008年12月より 刑事事件の控訴審が開始

被告7名の刑事事件控訴審は、2008年12月15日の第1回公判より東京高等裁判所で審理が始まります。

1. 被告側は吉田氏が国家意思に基づき 組織破壊を行ったと主張

「浦和電車区事件」の判事裁判は、第一審で4年5ヶ月もの長期間にわたって審理が重ねられ、事実関係はもはや明らかになっています。被告側が新たな主張をしようとも、控訴審で改めて審理すべき内容は限定され、比較的早期に裁判が終結するとの見方もあります。ところで、被告側弁護団が2008年6月26日に提出した「控訴趣意補充書」における主張のポイントは以下の通りです。

① 被告人らの諸行動は、組合の団結を守るための行為そのものであり、正当な労働組合活動である。これを犯罪とするならば、労働組合の活動などまったくできなくなる。労働組合に死を宣告しているともいえるこのような認定は到底認められない。

② 本件の国策捜査は、JR東労組を破壊することを目的とする国家意思によって行われた。東労組を破壊する裏の主人公が警視庁公安部公安二課であり、表の主人公は吉田である。この背景事情を無視したうえで吉田証言の信用性を判断した結果は、まったくの誤りである。

③ 吉田は同僚や他の分会組合員らに対して嘘をつき、対立する労働組合の指示に従い、真摯に謝罪することなく、被告人ら分会組合員を振り回したあげく、自ら脱退、退職した。現在はJR東労組と対立するJR連合の支援で復職の民事裁判を起こしている。JR連合は、東労組を破壊する目的でつくられた労働組合であり、



破壊攻撃の一つのパターンである。

④ 吉田が東労組を脱退し、JR東日本を退職したのは、浦和電車区分会や被告人らの行為に畏怖したからではない。分会の組合員と職場で関係を持たざるを得ないことが苦痛であり嫌だったことから、自ら組合を脱退し、会社を退職した。

果たして、一人の普通の若手社員が、国家意思に基づき、職を失う危険を冒してまで、人生を賭けてJR東労組を破壊しようとするのでしょうか。事件の真実は、吉田氏が、組合活動に熱心でないこと、JR連合の組合員とキャンプに行ったことを理由に、「組織破壊者」として集団で徹底して糾弾、恫喝され、脱退、退職に追い込まれたということです。このような些細な理由で吊し上げを行う異常な組織だからこそ、吉田氏は糾弾を避けようと、嘘の弁明をしなければならなかったものであり、吉田氏を加害者だとする主張などは、非常識も甚だしいと言わざるを得ません。

2. 被告らの行為はきわめて悪質！ 決して「えん罪」ではない

刑事裁判の控訴審にむけ、JR東労組は大弁護士団を結成し「国家意思による弾圧」「吉田は東労組破壊の表の主人公」などと荒唐無稽な主張をしています。しかし、事件の真実は明らかです。被告らが吉田氏に行った行為は、正当な労働組合活動ではなく、人間の尊厳を否定し人生を破壊する、きわめて悪質な犯罪であり、決して「えん罪」ではないのです。

JR総連・JR東労組の一般組合員は、加害者の支援のために多額の組合費が使われ、控訴審でも大量動員されて振り回されることに納

得できるのでしょいか。

「ろくな力になってくれない」と連合批判

JR総連・JR東労組は、「えん罪JR浦和電車区事件を支援する会」をつくり、国会議員、地方議員、連合・交運労協や構成労組、海外労組など、部外組織などに支援を要請しています。

しかし、JR総連前副委員長の高野修氏が、「われらのインター（vol2）」（2007年9月発行）では、被告らとの座談会の中で、以下のように泣き言を述べて連合批判をしており、支援の輪が広がらないことに業を煮やしているようです。

連合とか交運労協はグズグズして、JR連合がうるさいことを言うのでやれないとかなんとか言っているけれども、これは黙ってそうですかというつもりはもうないです。事実をはっきりして

不当懲戒解雇処分撤回闘争委員会
No.89
2008年 8月 29日
JR東労組 中 部

闘争委員会情報

職場活動・団結権の否定を許すな！
不当懲戒解雇から1年
組合員の怒りを結集し全職場で集会を開催！
控訴審勝利！
職場復帰に向けた闘いの意思統一を行う！
全員参加で100%達成しよう！
反転・攻勢のたたかいを強化し



被告7名の懲戒解雇から1年が経過し、JR東労組の全職場で集会を開催したというが、JR労組の分裂で組織再建中の新潟・長野地方本部などには方針を徹底できずにいるようだ

